

隣接土地所有者の立会い同意書

(あて先) 鎌倉市長

鎌倉市

番先の土地と道路、水路等との境界確定申請にあたり、現地で立会い協議することについて、同意いたします。

土地の所在		土地の所有者			
字・丁名	地番	住所	電話番号	氏名	特記事項

上記の同意書については、立会いに出席していただけることを確認するもので、境界について承諾するものではありません。

立会日時については、後日、市から「境界調査の立会について」でお知らせします。

隣接土地所有者の立会い同意書

記入例

(あて先) 鎌倉市長

鎌倉市大船一丁目9876番1先の土地と道路、水路等との境界確定申請にあたり、現地で立会い協議することについて、同意いたします。

土地の所在		土地の所有者			
字・丁目	地番	住所	電話番号	氏名	特記事項
大船一丁目	9876-5	横浜市中区日本大通1	23-3000	鎌倉 太郎	金曜日不可、火曜日午後希望
大船一丁目	9876-4	藤沢市朝日町1番地の1	0466-00-0000	(株)市役所ハウス	図面承諾
大船一丁目	9876-7	逗子市逗子5丁目2番16号	046-000-0000	逗子 花子	立会は逗子 一郎(息子)が行います Tel 090-0000-0000

※図面承諾：図面承諾とは現地立会を行わない境界の承諾方法です。
隣接地との境界が地積測量図で既に確定している場合や、現地立会せずとも明確となっている場合、現地立会での承諾を行わずに残りの地権者と鎌倉市での立会后作成した測量図面と承諾書を郵送します。
(注：関連所有者全員が図面承諾の場合は現地立会を行いません)
図面を確認後、異議が無ければ承諾書をご返送していただき完了となります

上記の同意書については、立会いに出席していただけることを確認するもので、境界について承諾するものではありません。

立会日時については、後日、市から「境界調査の立会について」でお知らせします。